

飯田市森林整備変更計画

2022(令和4)年4月1日 変更

計画期間 自 2018(平成30)年4月 1日
至 2028(令和10)年3月31日

長野県
飯田市

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け 法律第 249 号）に基づき、飯田市森林整備計画を変更する。
なお、飯田市森林整備計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

【変更理由及び内容】

- 森林経営管理法の施行に伴う項目の追加
- 立木の伐採（主伐）の留意事項の追加
- 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の追加
- 特に効率的な施業が可能な森林の区域の新設

目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	1
(2) 森林・林業の現状	2
(3) 森林・林業の課題	6
2 森林整備の基本方針	9
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	9
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	9
(3) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	11
3 森林施業の合理化に関する基本方針	12
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	13
1 樹種別の立木の標準伐期齢	13
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	13
3 その他	15
第2 造林	17
1 人工造林	17
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	18
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	21
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	21
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	21
(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法	
(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底	

第3 間伐及び保育	22
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	22
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 選木の方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	23
3 その他	24
(1) 間伐目標面積	
(2) 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期	
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	26
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	26
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	28
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他	42
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	43
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	43
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	43
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	43
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	43
第6 森林施業の共同化の促進	44
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	44
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	44
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	44
4 その他	44
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	45
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	45
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	45
3 作業路網の整備	45
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	

4 その他	49
第8 その他	50
1 林業に従事する者の養成及び確保	50
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	50
3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備	50
III 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	51
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	51
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	51
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	51
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	51
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	52
3 林野火災の予防の方法	52
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	52
5 その他	52
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
IV 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	53
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	53
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	53
4 その他	54
V その他森林の整備に必要な事項	
1 森林経営計画の作成	55
2 生活環境の整備	55
3 森林整備を通じた地域振興	55
4 森林の総合利用の推進	55
5 住民参加による森林の整備	56
6 森林経営管理制度に基づく事業	56
7 その他必要な事項	56
(1) 市有林の経営に関する事項	
(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項	
(3) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項	
(4) 森林の土地の保全に関する事項	
(5) 木材利用の促進に関する事項	

【計画策定の経過】	58
-----------	----

VI 参考資料

1 人口及び就業構造	59
2 土地利用	59
3 森林転用面積	60
4 森林資源の現況等	60
5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	60
6 市町村における林業の位置付け	61
7 林産物の生産概況	61
8 鳥獣による林業被害額	61
9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	61

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置(飯田市役所)

東経 137° 49' 19" 北緯 35° 30' 53" 海拔499.02m

◇面積

658.66k m²

◇土地の地目別面積<平成26年現在>

田	畑	宅地	山林	原野	その他
10.5k m ²	19.9k m ²	21.8k m ²	556.45k m ²	1.86k m ²	48.05k m ²

出典：H29国土利用計画第3次飯田市計画

◇気象(平成28年中、飯田地域気象観測所)

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
953.2 hpa (現地気圧)	13.8 °C	35.6 °C	-11.4. °C	1835.0 mm	2.3 m/s	70.8%

◇地形・地質

飯田市は、長野県の最南端、伊那谷の中央に位置し、南アルプスと中央アルプスに挟まれ、その中央を天竜川が北から南へ流れており、それに沿って JR 飯田線が並行しており、天竜川最下流部(標高約 300m)から南アルプスの聖岳(標高 3,013m)まで、標高差 2,700mを超える我が国最大級の谷地形の中に、何段にも形成された段丘や、日本で一番長い断層である中央構造線が刻んだ遠山谷などがあり、我が国でも有数の美しさに変化に富んだ地形をしている。

天竜川沿いの氾濫原には水田が多く、段丘上やそれに続く扇状地には果樹園が多い。段丘崖には樹木が繁茂し、景観の中に緑の帯を形づくっている。周辺部の多くは山林であるが、山あいには谷地田が、日当たりの良い傾斜地には段々畑が点在し、美しい農村風景をつくっている。

遠山谷地域では一帯が南アルプス国立公園である 3,000m級の山々が連なり、急峻な渓谷の地形で「しらびそ高原」や日本のチロルと呼ばれる「下栗の里」など雄大な山岳地帯のもと、南北に流れる上村川・遠山川流域の少ない平地や山腹傾斜地に耕作地が築かれ小さな集落が形成されている。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

飯田市の森林面積は 55,597ha で、総面積の 84%を占めており、そのうち国有林は約 27%で大部分が遠山谷にある。

民有林面積は、40,361ha で、そのうちヒノキ、アカマツ、スギを中心とした人工林の面積は 16,436ha あり、人工林率 40%で県平均を下回っている。

林齢では 15 齢級以上の面積が多いが、ヒノキ、スギ等の人工林では、9～12 齢級が 10 齢級をピークに多くなっており、利用伐期を迎えた構成となっている。

【人天別森林資源表】

単位:面積 ha、蓄積m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地 等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地 等	計
民 有 林	面積	16,052.41	383.25	16,435.66	4,528.11	18,114.89	1,281.91	23,924.91	20,580.52	18,498.14	1,281.91	40,360.57
	蓄積	3,768,923	28,051	3,796,974	996,372	1,919,487		2,915,859	4,765,295	1,947,538	0	6,712,833
国 有 林	面積	2,830.72	25.70	2,856.42	6,737.47	3,976.79	1,666.13	12,380.39	9,568.19	4,002.49	1,666.13	15,236.81
	蓄積	603,943	57,820	661,763	1,441,319	848,715		2,290,034	2,045,262	906,535	0	2,951,797
合 計	面積	18,883.13	408.95	19,292.08	11,265.58	22,091.68	2,948.04	36,305.30	30,148.71	22,500.63	2,948.04	55,597.38
	蓄積	4,372,866	85,871	4,458,737	2,437,691	2,768,202		5,205,893	6,810,557	2,854,073	0	9,664,630

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 40.7% 蓄積 56.6%

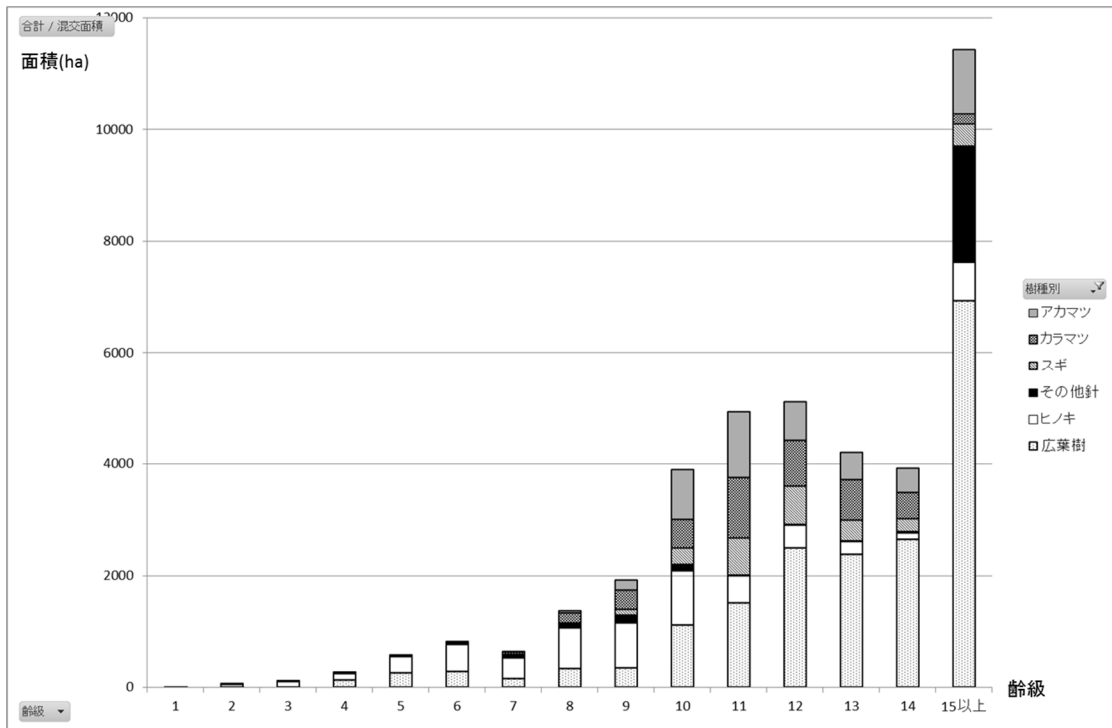
【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	5,054.57	12.9%	12.0%	1,127,879	16.8%	11.7%
カラマツ	4,380.00	11.2%	7.3%	1,022,840	15.2%	6.7%
スギ	2,818.42	7.2%	21.6%	944,895	14.1%	19.8%
ヒノキ	5,809.32	14.9%	17.9%	1,205,761	18.0%	17.4%
その他針	2,518.21	6.4%	30.5%	463,920	6.9%	30.5%
広葉樹	18,498.14	47.3%	21.8%	1,947,538	29.0%	21.4%
計	39,078.66	100.0%	-	6,712,833	100.0%	-

注)「比率」は、飯田市の森林に占める樹種の割合です。

「計画区内比率」は、伊那谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

民有林の所有形態別の状況は、公有林(県・市町村・財産区)が 37.8%、私有林が 62.2%となっている。

公有林の内訳は長野県が 1.2%、飯田市有林が 12.0%、財産区有林が 24.6%となっており、財産区有林が多くを占めている。私有林の内訳は集落有林が 1.5%、長野県林業公社(以下「公社」という。)、生産森林組合等の団体有林が 21.0%、個人有林が 33.3%となっている。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積 (ha)		蓄積 (m3)	
			割合		割合
公有林	県	493.34	1.2%	72,651	1.1%
	市町村	4,824.46	12.0%	599,281	8.9%
	財産区	9,943.40	24.6%	1,713,258	25.5%
	計	15,261.20	37.8%	2,385,190	35.5%
私有林	集落有林	620.00	1.5%	86,380	1.3%
	団体有林	8,476.60	21.0%	1,337,264	19.9%
	個人有林	13,421.27	33.3%	2,473,171	36.8%
	その他	2,581.50	6.4%	430,828	6.4%
	計	25,099.37	62.2%	4,327,643	64.5%
合計		40,360.57	100.0%	6,712,833	100.0%

③ 林業労働の現状

平成 28 年度末の林業事業体数は 15 事業体、総従業員数 310 人で、森林組合が中核となっている。

林業機械等は森林組合を中心に進んできてはいるが、森林施業の合理化を図るためには高性能林業機械の新たな導入が不可欠な状況である。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	193	125	飯伊森林組合
素材生産業	2	15	12	
製材業	7	60		
会社(林業)	5	42	37	
合 計	15	310		

※森林組合は飯伊森林組合全体の数

【林業機械等設置状況】

単位:台数

機 械 名	森林組合※	会社	個人	その他	計
集材機	12	61	0	0	73
モノケーブル	0	0	0	0	0
リモコンウインチ	0	1	0	0	1
自走式搬器	14	4	0	3	21
運材車	0	5	0	69	74
ホイールトラクタ	0	3	0	0	3
動力枝打機	0	1	15	0	16
トラック	5	21	1	2	29
グラップルクレーン	0	1	0	0	1
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0
スキッド	0	0	0	0	0
プロセッサ	2	0	0	0	2
グラップルソー	0	2	0	0	2
ハーベスタ	0	1	0	0	1
フォワーダ	2	1	0	0	3
タワーヤーダ	1	0	0	0	1
スイングヤーダ	2	0	0	2	4
合 計	38	101	16	76	231

※森林組合は飯伊森林組合全体の数

④ 林内路網の整備状況

飯田市の林道は 48 路線、延長 161.7km で、すべて管理主体は飯田市である。
今後の森林施業を推進するためにも林道や作業道等の林内路網が重要である。

【路網整備状況(平成 28 年度末)】

区 分	路 線 数	延 長		備 考
			うち舗装	
林 道	48 路線	161.7km	83.6km	
林業専用道(規格相当)	路線	km	km	
森林作業道	61 路線	46.0km	km	
合計	109 路線	207.7km	km	

⑤ 保安林の配備状況

保安林の面積は 26,258.7ha で民有林全体面積の 65.1%を占めている。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積 (ha)	民有林に占める割合
水源かん養保安林	17,897.1	44.3%
土砂流出防備保安林	8,232.9	20.4%
土砂崩壊防備保安林	44.5	0.1%
防風保安林	0.5	0.0%
水害防備保安林	0.0	%
干害防備保安林	78.4	0.2%
落石防止保安林	3.7	0.0%
保健保安林	(326.6) 0.0	%
風致保安林	1.6	0.0%
合 計	(326.6) 26,258.7	65.1%

上段:()他の保安林種との重複数値で外数

長野県林務部森林づくり推進課業務資料(H29.10.1 現在)

⑥ 地域の取り組み状況

ア 豊川水源基金による水源林対策

遠山川は下流の愛知県4市14町村の水源として重要な役割を果たしている。特に(公財)豊川水源基金との協定により、重要な水源となっている当市上村・南信濃地区において間伐などの森林整備経費の助成を受けており、今後も水源林造成のための森林整備に取り組んでいくこととする。

イ 企業との森林の里親制度による森林保全及び交流活動

長野県の仲介により、企業と森林所有者が里親契約を締結し、森林を利用した保全活動や交流事業を定期的に取り組んでいる。

現在、飯田市四区財産区と飯田市上郷野底山財産区が企業・団体とそれぞれ契約を締結している。共に森林整備活動を通じて交流が行われており、今後より一層森林づくりの必要性を情報発信していくこととする。

ウ 持続可能な森林経営・管理の推進

飯田市上郷野底山財産区が近隣2村、飯伊森林組合と共同で平成30年1月にSGEC森林管理認証*を取得した。財産区有林1,499haを対象として継続して適正に管理し、今後はCoC認証を取得している飯伊森林組合と連携して認証材の供給システムを構築し流通していくこととする。

*「森林認証制度」とは、「持続可能な森林経営・管理の基準・指標」に沿って森林経営・管理が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度です。認証された森林から生産された木材や木製品にログマークを付けて流通させることで、消費者の選択的購買を促すと同時に、グリーン調達への積極的な対応も期待できます。

国内でも認証取得が着実に増加しており、地域が抱える問題の解決のために森林認証を活用することが求められています。それには、認証された森林から生産される木材や木製品を分別・表示するCoC認証(Chain of Custody/管理をつなぐ)を生産、加工、流通や販売のそれぞれで同時に取得し、関係者が連携した認証材の供給システムとする必要があります。主要な外材産地のほとんどは森林認証を取得しているため、外材産地と競争するには早急な対応が求められます。

なお、森林認証を行う第三者機関としては、国際的な森林認証を運営する森林管理協会(FSC/Forest Stewardship Council)、日本独自の森林認証を運営する「緑の循環」認証会議(SGEC/Sustainable Green Ecosystem Council)などがあります。今回の認証機関はSGECで、「南信州森林認証協議会」が森林管理認証を受けています。

(3) 森林・林業の課題

当市の森林は林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯から昭和前半に薪炭林としてきた里山林までバラエティに富んだ林分構成になっている。特に戦後積極的に拡大造林が進められてきた結果、人工林については本格的な利用伐期を迎えており、豊富な森林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築していく必要がある。このため搬出間伐や更新伐を含めた主伐を進め、素材生産を行うと同時に木材搬出のための路網整備、主伐後の再造林など適正な森林管理と循環利用を推進することが重要となる。

また、住民のニーズは地球温暖化、山地災害、産業廃棄物等の環境問題から始まり自然とのふれあい、共生等森林に対し多様な役割が求められていることから、林業生産活動のみなら

ず環境保全を考慮した積極的な森林の整備も必要とされているが、公有林、生産森林組合等、公社等の団体有林の整備が主体に進んでいるものの、規模が零細で分散している個人有林の整備の遅れが目立っている。個人有林は、5ha 未満の小規模所有者が 90%以上を占めており、森林施業を計画的、効率的に行うためには、施業の共同化を図る必要がある。

近年林業の低迷や高齢化、森林所有の意識低下から森林の維持保全に支障ができてくる。こうした課題から森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、公的な支援により間伐等森林施業を進めるとともに、保安林の指定や公有林化により保全整備する必要がある。特に森林所有者の所在が不明な森林や境界不明確な森林が増加することは森林整備を進めるうえで支障となってきた。このような状況を踏まえ、森林所有者や林地境界に関する情報を整備・公表する林地台帳制度を積極的に整備活用し、森林施業の集約化と林業事業体による森林経営計画の作成を促進することが重要になる。

平成 24 年度からは飯伊森林組合を中心とした、大規模製材施設「ほうりん」が本格稼働しており、適切な森林作業路網の設置による搬出間伐を主体とした計画的森林施業の実施を支援し、地域産材を資源として有効活用を図る。

この方策を実施していくため、地域に適合した育林体系と施業技術体系を確立し、林業技術の習得と高性能林業機械の導入による作業効率の向上を推進する。また、里山林においては地域で支える里山整備を実践するために地域団体の活動と森林作業技術の習得の支援を行う。

森林病害虫については、松くい虫等による被害の拡大を防止するために、早期発見により森林の保護に努めるとともに、薬剤散布及び伐倒駆除により被害を抑制する対策を講じていく。

有害鳥獣対策については、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等による被害が拡大しており、早期発見と適切な被害対策等により、森林の保護に努める必要がある。

当市はきのこの菌床栽培も盛んである。ぶなしめじ、えのきたけを中心に種菌センターを中核として品種の安定化と更なる増産を図る。

北西部の飯田、伊賀良、上郷地区はヒノキ人工林が主体の林業生産活動に適した森林であり、当市の水源としての重要性を考慮し、将来を展望した大径木生産と現在の公益的機能を重視しながら、搬出間伐事業を積極的に導入していくことが必要である。

野底山森林公園は市民の憩いの場となっており、市民はもとより地区外からも多くの人が訪れ森林とのふれあいを楽しんでいる。また、伊賀良地区の佐倉様、沢城湖の周辺での森林とのふれあいの場としての活用が期待されている。

東部の上久堅地区においては、「マツタケ」の生産が盛んで、年間2t程度の生産を確保しているが、近年アカマツ林の高齢化、松くい虫被害、干ばつ被害、林床の手入れ不足等から生産量の落ち込みが目立っている。このことから里山整備事業を導入し、周辺の森林整備を積極的に進めて、マツタケ増産を目指した環境整備を図る必要がある。千代地区においては、キャンプ場、遊歩道、イベント広場等が整備されており、自然の安らぎや森林浴が体験できる空間とし、グリーンツーリズムや体験教育旅行など都市住民との交流の場として活用が進められている。

上村、南信濃地区では古くからスギ、ヒノキの植林が盛んに行われており、林業生産活動による木材資源活用が積極的に行われている地域であるが、中央構造線が南北に縦断するため、

地質的に非常に弱く地形が急峻であるため災害が起こりやすい地域である。

このため住民生活を守る観点から災害防止機能を重視するとともに、水源林として間伐を中心とした適切な森林整備が急務である。特に遠山川源流域は天然性の広葉樹林が広く存在し、下栗の里やしらびそ高原など自然環境に優れた観光資源として魅力のある地域であることから、南アルプス登山者のみならず都市住民や地域住民にとっての森林を活用した観光活用と体験交流の場として期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととする。

なお、目指すべき森林の地域は、「Ⅱ第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致する。

<p>[水源涵養機能] 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>
<p>[山地災害防止機能／土壌保全機能] 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>[快適環境形成機能] 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p>
<p>[保健・レクリエーション機能] 原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[文化機能] 街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[木材生産機能] 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

イ 森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、伊那谷地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

(ア) 水源涵養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じ天然力も活用した施業も推進する。さらにダム等の利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

森林施業に当たっては、長伐期施業(高齢林の森林)や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進する。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進める。

(ウ) 快適環境形成機能森林

森林施業に当たっては、地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。

(エ) 保健・レクリエーション機能森林

森林施業に当たっては、立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

(オ) 文化機能森林

森林施業に当たっては、史跡、名勝地と一帯となり優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進する。

(カ) 木材生産機能森林

森林施業に当たっては、木材の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

(ア) 千代・山本・上村・南信濃地区においては、成熟しつつあるスギ・ヒノキ・カラマツ等人工林の搬出間伐を進めるとともに、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視した森林整備を進める。

(イ) 天竜川に沿って座光寺から川路まで続く段丘の急傾斜地については、住宅化の進んだ上郷・松尾地区を中心に、残された里山林を住民参加の合意形成により、災害に強い森林として維持保全するため、保安林指定の推進を図るとともに、地域住民の憩いの場として森林整備を図る。

(ウ) 黒川・松川ダム上流域の森林、野底川・米川・遠山川流域の森林は、飯田市の重要な

水源林であるため、皆伐施業を制限し、長伐期施業を推進するなど、特定な管理により保護し、自然環境及び水源涵養機能を高度に発揮させる。

(エ) 上久堅・千代・三穂地区においては、マツタケ発生環境整備を推進し、長期的な安定生産を図る。松くい虫被害については、特に必要な林分を選定し、地域住民と一体となって被害防止を図る。また、きのこ原木の計画的供給を図るため、コナラ、クヌギ、ミズナラの萌芽更新による一斉林を中心とした森林施業を推進する。

(オ) 市内全域において、里山の手入れの遅れが目立っており、森林所有者をはじめとする市民の理解のもとに、住民参加による森林整備を推進するとともに、切捨て間伐により林地に残された間伐材の有効利用を図るため、薪ストーブ利用者などへの情報提供を行い、資源として有効利用を図る。

(3) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

ア 多面的機能を発揮できる森林づくり

適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を進めることで、公益的機能のうち重視される機能に応じた効率的な森林づくりを推進する。

林業事業者が実施する国県補助事業への嵩上げ補助による森林整備を促進するとともに、必要な林道等の機能維持と安全通行の確保を図る。

地域で進める里山整備については、防災・減災の観点から山地災害の危険性が高い個所を優先的に整備する。

木材生産機能を高度に発揮することを目指す森林では、持続的な木材生産が行われる森林づくりのため、主伐を促進し、伐採後の確実な更新により森林資源の循環を図る。

自ら森林管理が行えない森林所有者に対しては長期施業委託を進め、必要に応じて公的な支援により間伐等森林施業を進めるとともに、水源地の森林については保安林指定や公有林化により適正な保全に努める。

イ 持続的な森林経営の推進

森林所有者や林地境界に関する情報を整備・公表する林地台帳制度を積極的に整備活用し、森林施業の集約化と林業事業者による森林経営計画の作成を促進する。

利用伐期を迎えた人工林の主伐による更新を含め持続可能な森林経営を実現していく。適正な森林管理のための森林認証制度の普及啓発を行うとともに、森林認証の新たな取得に取り組む。

計画的な間伐の推進と木材搬出のため、森林作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入により、作業効率や生産性の向上など低コスト化を図る。

鳥獣による林業被害の防止するため、鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制の強化とジビエ等有効活用の方策を検討する。

ウ 木材の安定供給による需要拡大

木材の供給体制の確立を図るため、森林認証材を活用していく仕組みを関係機関、事業者との広域連携により構築し、まちの木質化と都市部への販路拡大につなげていく。

意欲ある建築関係団体等に対し、飯田市産材を利用した住宅づくりを積極的に推進し、地域材の地産地消を仕組みづくりに取り組む。

公共建築物や公共事業における飯田市産材利用の推進のため、計画的な利用と確保に向けて積極的に取り組む。

エ 森林資源の有効活用

木材のすべてが有効利用されるよう利活用システムのモデル化を図るとともに、未利用材が活用される環境づくりを進める。特に木質バイオマスの利活用に向けた調査研究及び利活用モデルの確立を進め、森林資源の利活用による林業、木材関連産業を活性化させる体制づくりにつなげる。

木づかい運動の展開と木育活動の推進により、地域材利用の普及啓発を図る。

特用林産物生産や景観維持のため、松くい虫被害の早期発見と被害防止対策に努める。

オ 市民参加による森林づくりと地域の活性化

森林関連情報を提供しつつ、地域資源の有効に活用し、観光や健康、森林環境教育や木育推進活動を進めるとともに、他分野と連携して地域の活性化につなげる。

将来の森林保全を担う子供たちや企業などに、森林体験の機会を増やすことで森林整備への理解を深めていく。

野底山森林公園については、リニア中央新幹線開通を見据えて、新たな活用や魅力を創出して観光分野との連携により都市との交流拡大に努める。

カ 林業・森林づくりを支える担い手づくり

林業に関する作業・安全技術の習得等を通じて、推進リーダーやコーディネーターなどの人材育成を進め、市民や地域活動団体が主体的に取り組む森林づくり活動を支援していく。

また、地域による自立的森林管理体制の構築のため、いいだ森林学校による森林作業技術講習などを通じた人材育成と、竹林整備や間伐による林地残材を活用した取り組みを行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、県、飯田市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進する。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行する。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定める。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとする。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。

択 伐	<p>伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)</p>
-----	---

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。 ⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	<ol style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 <ul style="list-style-type: none"> 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>
-----	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意すること。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、伊那谷地域森林計画第4の1(3)で定める「林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

市町村認定 の森林経営 計画に係る伐 採等の届出 書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。

第2 造林

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定める。

1 人工造林

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
オオバヤシャブシ(カバノキ科)	アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ(カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	アベマキ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)
カシワ(ブナ科)	クリ(ブナ科)	エゾエノキ(ニレ科)
ケヤキ(ニレ科)	フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)
ヒロハカツラ(カツラ科)	タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)
ホオノキ(モクレン科)	ヤマザクラ(バラ科)	カスミザクラ(バラ科)
オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)	ウワミズザクラ(バラ科)
イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)
ナナカマド(バラ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)
ナツツバキ(ツバキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)
オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)
カラマツ(マツ科)	キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)
モミ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)
コメツガ(マツ科)	スギ(スギ科)	コウヤマキ(コウヤマキ科)
ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)	アスナロ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)

(平成20年1月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考とした。)

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考とした。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。
-----	--

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行う。なお、必要な場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とする。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置する。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とする。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとする。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表3-13を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

また、ニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積(ha)	備 考
1～99、101～118、120～157、159～178、181～185、189、197～276、278～295、300、301、303、306、308、312、313、316、317、320～345、401～423、1001～1010、1013～1026、1028～1033、1035～1038、1040～1070、1072～1086、1090～1098、1102～1104、1107、1108、1110、2001～2014、2016～2031、2033～2056、2062～2135、2138～2144、2147、2149～2160、2166～2168、2170、2173 林班	16450.79	人工林に限る。また、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとする。

5 その他

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽する。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、森林組合、林業事業者、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図る。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-

注) ()内は、本数間伐率である。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものである。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

また、当市の人工林率は県平均を下回っているが、45年生から60年生の人工林の林分が多くを占めており、間伐が必要なものの充分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討したうえで間伐を実施するものとする。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	

下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐目標面積

健全な森林を育成するために森林資源の齢級配置からみて、今計画期間中に間伐を実施することが望ましい間伐面積は、労働力、資金力等を勘案し次のとおり計画する。

なお、森林組合等林業事業者による高性能林業機械の拡大導入及び路網整備の進捗率により、計画間伐目標面積をさらに上回ることを目指すこととする。

前 期	後 期
平成30年(2018)度～平成34(2022)年度	平成35(2023)年度～平成39(2027)年度
1,500 ha (550ha、30,000m ³)	1,500 ha (550ha、30,000m ³)

()内は、うち搬出間伐面積と搬出材積

(2) 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に必要なもの

(以下、「要間伐森林」という。)について、要間伐森林であること並びに当該森林において実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について、森林所有者等に対して通知を行うこととする。

なお、今計画期間内において要間伐森林の設定する森林はない。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止 機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域、水源地周辺の森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、公有林を中心に水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定める。

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適環境形成機能維持増進森林

住宅地等に所在する森林であって、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能維持増進森林

保健保安林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一帯となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行う。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材生産機能の維持増進を図る森林を別表3に定める。

本市においては、特に森林経営計画を策定すべき森林や人工林や天然林に係らず木材生産が可能な森林を広域的に設定している。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域を別表4に定める。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

施業種		施業の方法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

[別表 1]

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
かん 水源涵養機 能維持増進 森林	伐期の延長 を推進すべ き森林	22と,24い,24ろ,24は,24に,24ほ,25い,25ろ,25は,25に,26 い,26ろ,26は,26に,26ほ,27い,27ろ,27は,27に,28い,28 ろ,29い,30い,30ろ,31い,32い,33い,33ろ,34い,34ろ,35 い,36い,36ろ,37い,37ろ,37は,38い,38ろ,39い,39ろ,39 は,40い,40ろ,41い,41ろ*,42い*,42ろ,43い*,43ろ*,43は *,43に,44い,44ろ,44は,45い,45ろ,45は,46い,46ろ,47 い,47ろ,47は,47に,47ほ,47へ,47と,47ち,47り,48い,48 ろ,48は,48に,49い,49ろ,49は,49に,49ほ,50い,50ろ,50 は,50に,50ほ,50へ,50と*,50ち,50り,51い,51ろ,51は,51 に,52い,52ろ,52は,52に,53い,53ろ,53は,53に,53ほ,53 へ,53と,53ち,54い,54ろ,54は,54に,54ほ,55い,55ろ,55 は,55に,55ほ,55へ,55と,55ち,56い,56ろ,56は,56に,56 ほ,56へ,56と,56ち*,56ぬ,56る,56を,56わ*,57い,57ろ,57 は,57に,57ほ,57へ,57と,57ち,57り,57ぬ,58い,58ろ,58 は,58に,58ほ,59い,59ろ,59は,59に,59ほ,59へ,59と,60 い,60ろ,60は,60に,60ほ,60へ,60と,60ち,60り,61い,61 ろ,61は,61に,61ほ,61へ,62い,62ろ,62は,62に,62ほ,63 い,63ろ,63は,63に,64い,64ろ,64は,64に,65い,65ろ,65 は,65に,65ほ,66い,66ろ,67い,67ろ,67は,67に,69ろ,69 は,69に,73い,74い,74ろ,74は,74に,74ほ,74へ,74と,75 い,75ろ,75は,75に,75ほ,76い,76ろ,76は,76に,76ほ,77 い,77ろ,77は,77に,77ほ,77へ,77と,78い,78ろ,78は,78 に,78ほ,79い,79ろ,79は,79に,79ほ,79へ,80い,80ろ,80 は,80に,80ほ,81い,81ろ,81は,81に,81ほ,81へ,82い,82 ろ,82は,83い,83ろ,83は,83に,83ほ,84い,84ろ,84は,85 い,85ろ,85は,86い,86ろ,86は,87い,87ろ,87は,88い,88 ろ,88は,89い,89ろ,90い,90ろ,91い,91ろ,91は,92い,92 ろ,93い,93ろ,93は,94い,94ろ,94は,98い,99い,99ろ,101 に,101ほ,101へ,101と,102い,107ろ,108ほ,108へ,108 と,113い,113ろ,113は,113に,113ほ,114い,114ろ,114 は,115い,115ろ,115は,116い,116ろ,116は,116に,116 ほ,117い,117ろ,117は,117に,121は,121に,122い,122 ろ,122は,122に,123い,123ろ,123は,123に,124い,124 ろ,124は,124に,125い,125ろ,125は,126い,126ろ,126 は,126に,126ほ,127い,127ろ,127は,127に,127ほ,127 へ,127と,128い,128ろ,128は,128に,128ほ,129い,129 ろ,129は,130い,130ろ,130は,131い,131ろ,131は,131	28,792.2

	<p>に,131 ほ,131 へ,131 と,132 い,132 ろ,132 は,132 に,133 い,134 い,134 ろ,134 は,134 に,135 い,135 ろ,135 は,135 に,135 ほ,136 い,136 ろ,136 は,136 に,137 い,137 ろ,137 は,137 に,138 い,138 ろ,138 は,138 に,139 い,139 ろ,139 は,139 に,140 い,140 ろ,140 は,141 い,141 ろ,141 は,142 い,142 ろ,142 は,143 い,143 ろ,143 は,143 に,143 ほ,144 い,144 ろ,144 は,144 に,145 い,145 ろ,145 は,146 い,146 ろ,147 い,147 ろ,147 は,147 に,148 い,148 ろ,148 は,148 に,148 ほ,149 い,149 ろ,149 は,149 に,150 い,150 ろ,150 は,151 い,151 ろ,151 は,151 に,152 い,152 ろ,152 は,152 に,152 ほ,152 へ,152 と,153 い,153 ろ,153 は,153 に,153 ほ,153 へ,154 い,154 ろ,154 は,154 に,155 い,155 ろ,155 は,155 に,156 い,156 ろ,156 は,157 い,157 ろ,157 は,158 い,158 ろ,158 は,159 い,159 ろ,159 は,160 い,160 ろ,160 は,161 い,161 ろ,161 は,162 い,162 ろ,162 は,163 い,163 ろ,163 は,163 に,164 い,164 ろ,164 は,164 に,164 ほ,165 い,165 ろ,165 は,166 い,166 ろ,167 い,167 ろ,167 は,168 い,168 ろ,169 い,169 ろ,169 は,169 に,170 い,170 ろ,170 は,170 に,171 い,171 ろ,172 は,172 に,172 ほ,173 ろ,173 は,173 に,174 い,174 ろ,174 は,175 い,175 ろ,175 は,176 い,176 ろ,176 は,177 ろ,177 は,177 に,177 ほ,177 へ,178 い,178 ろ,178 は,179 い,179 ろ,179 は,180 い,180 ろ,180 は,181 い,181 ろ,181 は,181 に,182 い,182 ろ,182 は,182 に,182 ほ,183 い,183 ろ,183 は,184 い,184 ろ,184 は,184 に,184 ほ,185 い,185 ろ,185 は,186 い,186 ろ,186 は,186 に,186 ほ,193 い,193 ろ,193 は,193 に,194 い,194 ろ,194 は,195 い,195 ろ,195 は,196 い,196 ろ,196 は,197 い,197 ろ,197 は,198 い,198 ろ,198 は,199 い,199 ろ,199 は,200 い,200 ろ,200 は,200 に,201 い,201 ろ,201 は,201 に,202 い,202 ろ,202 は,202 に,202 ほ,203 い,204 い,204 ろ,204 は,205 い,205 ろ,205 は,205 に,206 い*,206 は,206 に,206 ほ,206 へ,207 い,207 ろ,207 は,207 に,208 い,209 い,209 ろ,209 は,210 い*,210 ろ,211 い,211 ろ,211 は,211 に,212 い,212 ろ,213 い,213 ろ,213 は,214 い,214 ろ,214 は,214 に,215 ろ,215 は,215 に,217 い,217 ろ,217 は,217 に,217 ほ,218 い,218 ろ,218 は,218 に,218 ほ,218 へ,219 い,219 ろ,220 い,220 ろ,220 は,221 い,221 ろ,221 は,221 に,222 い,222 ろ,223 い,240 ろ,241 い,241 ろ,241 は,241 に,241 ほ,241 へ,241 と,241 ち,241 り,241 ぬ,241 る,241 を,241</p>	
--	--	--

	<p> わ,242 い,242 ろ,242 は,242 に,242 ほ,242 へ,242 と,242 ち,242 り,243 い,243 ろ,243 は,243 に,243 ほ,244 い,244 ろ,244 は,244 に,244 ほ,244 へ,244 と,244 ち,244 り,244 ぬ,244 る,245 い,245 ろ,245 は,245 に,246 い,246 ろ,246 は,246 に,246 ほ,246 へ,247 い,247 ろ,247 は,247 に,248 い,248 ろ,248 は,248 に,248 ほ,248 へ,249 い,249 ろ,249 は,249 に,249 ほ,249 へ,249 と,250 い,250 ろ,250 は,250 に,250 ほ,250 へ,250 と,251 ろ,252 に,252 ほ,252 へ,252 と,252 ち,254 ろ,254 は,254 に,254 と,256 い,262 い,263 い,263 ろ,263 は,264 い,265 は,265 に,266 は,266 に,269 い,270 に,270 ほ,270 へ,271 い,271 ろ,271 に,271 ほ,271 へ,272 い,272 ろ,272 は,272 に,272 ほ,273 い,273 ろ,273 は,273 に,273 ほ,273 へ,273 と,273 ち,273 り*,274 い,274 ろ,274 は,274 に,274 ほ,275 い,275 ろ,275 は,275 に,275 ほ,276 い*,277 い,278 い,278 ろ,279 い,279 ろ,279 は,279 に,280 い,282 い,282 ろ,282 は,282 に,282 ほ,282 へ,283 い,283 ろ,283 は,283 に,283 ほ,283 へ,284 い,284 ろ,284 は,284 に,284 ほ,284 へ,284 と,284 ち,285 い,285 ろ,285 は,285 に,285 ほ,285 へ,285 と,285 ち,285 り,286 い,286 ろ,286 は,286 に,286 ほ,286 へ,286 と,287 い,287 ろ,287 は,287 に,287 ほ,287 へ,287 と,288 い,288 ろ,288 は,288 に,288 ほ,288 へ,289 い,289 ろ,289 は,289 に,289 ほ,289 へ,290 い,290 ろ,290 は,290 に,290 ほ,290 へ,290 と,290 ち,290 り,290 ぬ,290 る,290 を,290 わ,291 い,291 ろ,291 は,292 い,292 ろ,292 は,292 に,293 い,293 ろ,293 は,293 に,293 ほ,294 い,294 ろ,294 は,294 に,294 ほ,294 へ,294 と,294 ち,294 り,294 ぬ,295 い,295 ろ,295 は,295 に,295 ほ,295 へ,295 と,296 い,296 ろ,296 は,297 い,297 ろ,297 は,297 に,297 ほ,297 へ,298 い,298 ろ,298 は,298 に,299 い,300 い,300 ろ,301 い,301 ろ,302 い,303 い,304 い,305 い,306 い,306 ろ,306 は,306 に,306 ほ,306 へ,306 と,306 ち,306 り,306 ぬ,307 い,307 ろ,307 は,307 に,308 い,308 ろ,308 は,308 に,308 ほ,308 へ,308 と,308 ち,308 り,308 ぬ,309 い,309 ろ,310 い,310 ろ,311 い,312 い,313 い,313 ろ,314 い,315 い,315 ろ,316 い,317 い,318 い,318 ろ,319 い,319 ろ,319 は,320 い,320 ろ,320 は,320 に,320 ほ,321 い,321 ろ,321 は,321 に,321 ほ,321 へ,322 い,322 ろ,322 は,322 に,322 ほ,322 へ,323 い,323 ろ,323 は,323 に,323 ほ,323 へ,324 い,324 ろ,324 は,324 に,324 ほ,324 へ,324 </p>	
--	--	--

	<p>と,324 ち,325 い,325 ろ,325 は,325 に,325 ほ,325 へ,326 い,326 ろ,326 は,326 に,326 ほ,327 い,327 ろ,327 は,327 に,327 ほ,327 へ,327 と,327 ち,327 り,328 い,328 ろ,328 は,328 に,328 ほ,328 へ,328 と,329 い,329 ろ,329 は,329 に,329 ほ,329 へ,329 と,329 ち,330 い,330 ろ,330 は,330 に,330 ほ,330 へ,331 い,331 ろ,331 は,331 に,331 ほ,331 へ,332 い,332 ろ,332 は,332 に,333 い,333 ろ,333 は,333 に,333 ほ,334 い,334 ろ,334 は,334 に,334 ほ,335 い,335 ろ,335 は,335 に,335 ほ,335 へ,336 い,336 ろ,336 は,336 に,336 ほ,337 い,337 ろ,337 は,337 に,337 ほ,337 へ,338 い,338 ろ,338 は,338 に,338 ほ,338 へ,338 と,338 ち,339 い,339 へ,340 い,340 ろ,340 は,340 に,341 い,341 ろ,341 は,341 に,341 ほ,341 へ,342 い,342 ろ,342 は,342 に,342 ほ,342 へ,342 と,343 い,343 ろ,343 は,343 に,343 ほ,343 へ,343 と,344 い,344 ろ,344 は,344 に,344 ほ,344 へ,344 と,345 い,345 ろ,401 い,402 い,402 ろ,402 は,402 に,404 い,404 ろ,404 は,404 に,404 ほ,404 へ,404 と,404 ち,404 り,404 ぬ,405 い,405 ろ,405 は,405 に,405 ほ,405 へ,406 い,406 ろ,406 は,406 に,406 ほ,406 へ,406 と,406 ち,407 い,407 ろ,407 は,407 に,407 ほ,407 へ,407 と,407 ち,407 り,408 い,408 ろ,408 は,408 に,409 い,409 ろ,409 は,409 に,409 ほ,409 へ,410 い,410 ろ,410 は,410 に,411 い,411 ろ,411 は,411 に,411 ほ,412 い,412 ろ,412 は,412 に,413 い,413 ろ,413 は,414 い,414 ろ,414 は,414 に,414 ほ,414 へ,415 い,415 ろ,415 は,416 い,416 ろ,416 は,417 は,417 に,417 ほ,417 へ,417 と,417 ち,417 り,417 ぬ,419 ほ,421 い,421 ろ,421 は,421 に,421 ほ,422 い,422 ろ,422 は,422 に,422 ほ,422 へ,423 い,423 ろ,423 は,423 に,423 ほ,1001 い,1001 ろ,1002 い,1002 ろ,1002 は,1002 に,1003 い,1003 ろ,1003 は,1004 い,1004 ろ,1005 い,1006 い,1006 ろ,1007 い,1007 ろ,1008 い,1008 ろ,1009 い,1009 ろ,1010 い,1010 ろ,1011 い,1012 い,1012 ろ,1013 い,1013 ろ,1013 は,1013 に,1013 ほ,1013 へ,1013 と,1014 い,1014 ろ,1014 は,1015 い,1015 ろ,1015 は,1016 い,1016 ろ,1017 い,1017 ろ,1017 は,1018 い,1018 ろ,1018 は,1019 い,1019 ろ,1019 は,1020 い,1020 ろ,1020 は,1021 い,1021 ろ,1022 い,1023 い,1023 ろ,1023 は,1024 い,1024 ろ,1025 い,1025 ろ,1025 は,1025 に,1026 い,1026 ろ,1027 い,1028 い,1028 ろ,1028 は,1029 い,1029 ろ,1029 は,1029 に,1029 ほ*,1030 い,1030 ろ*,1030</p>	
--	--	--

	<p>は,1031 い,1031 ろ,1031 は,1032 い,1032 ろ,1032 は,1032 に,1033 い,1034 い,1034 ろ,1034 は,1035 い,1035 ろ,1035 は,1036 い,1036 ろ,1036 は,1036 に,1037 い,1037 ろ,1037 は,1037 に,1038 い,1038 ろ,1038 は,1038 に,1039 い,1040 い,1040 ろ,1041 い,1041 ろ,1041 は,1042 い,1042 ろ,1042 は,1042 に,1043 い,1043 ろ,1043 は,1043 に,1044 い,1044 ろ,1045 い,1045 ろ,1047 い,1047 ろ,1048 い,1048 ろ,1048 は,1050 い,1051 い,1051 ろ,1052 い,1052 ろ,1053 い,1053 ろ,1053 は,1053 に,1054 い,1054 ろ*,1054 は*,1054 に,1055 い*,1055 ろ,1055 は,1056 い,1056 ろ,1056 は,1056 に,1057 い,1057 ろ,1057 は,1057 に,1058 い,1058 ろ,1058 は,1059 い,1059 ろ,1059 は,1059 に,1060 い,1060 ろ,1060 は,1060 に,1060 ほ,1061 い,1061 ろ,1062 い,1062 ろ,1062 は,1062 に,1063 い,1063 ろ,1063 は,1063 に,1063 ほ,1063 へ,1064 い,1064 ろ,1065 い,1065 ろ,1066 い,1066 ろ,1067 い,1067 ろ,1067 は,1067 に,1067 ほ,1068 い,1068 ろ,1068 は,1069 い,1069 ろ,1069 は,1069 に,1069 ほ,1070 い,1070 ろ,1070 は,1071 い,1071 ろ,1072 い,1072 ろ,1073 い,1073 ろ,1074 い,1074 ろ,1074 は,1074 に,1074 ほ,1074 へ,1075 い,1075 ろ,1075 は,1075 に,1076 い,1076 ろ,1076 は,1078 い*,1078 ろ*,1078 は*,1078 に*,1079 い*,1079 ろ,1079 は,1080 い,1080 ろ,1080 は,1080 に,1080 ほ,1080 へ,1080 と,1080 ち,1081 い,1081 ろ,1081 は,1081 に,1081 ほ,1081 へ,1081 と,1082 い,1082 ろ,1082 は,1082 に,1082 ほ,1082 へ,1082 と,1082 ち,1083 い,1083 ろ,1083 は*,1083 に,1083 ほ,1083 へ,1084 い*,1085 い,1085 ろ,1085 は,1086 い,1086 ろ,1086 は,1086 に,1086 ほ,1086 へ,1087 い,1087 ろ,1088 い,1088 ろ,1088 は,1089 い,1089 ろ,1089 は,1090 い,1090 ろ,1090 は,1091 い,1091 ろ,1091 は,1091 ほ,1092 い,1093 い,1093 ろ,1093 に,1094 ほ,2001 い,2001 ろ,2002 い,2002 ろ,2002 は,2003 い,2003 ろ,2003 は,2004 い,2004 ろ,2004 は,2005 い,2005 ろ,2005 は,2005 に,2006 い,2006 ろ,2006 は,2007 い,2007 ろ,2007 は,2007 に,2007 ほ,2008 い,2008 ろ,2008 は,2008 に,2009 い,2009 ろ,2009 は,2010 い,2010 ろ,2010 は,2010 に*,2011 い*,2011 ろ,2011 は,2011 に,2011 ほ*,2012 ろ*,2012 は,2012 に,2012 ほ,2013 い,2013 ろ,2013 は,2013 に,2014 い,2014 ろ,2014 は,2014 に,2015 い,2015 ろ,2015 は,2015 に,2016 い,2016 ろ,2016 は,2016 に,2017 い,2017 ろ,2017 は*,2017 に*,2018 い,2018 ろ,2018 は,2018 に,2018</p>	
--	--	--

	<p>ほ,2019 い,2019 ろ,2019 は,2019 に,2020 い,2020 ろ,2020 は,2020 に,2020 ほ,2021 い,2021 ろ,2021 は,2021 に,2021 ほ,2022 い,2022 ろ,2022 は,2023 い,2023 ろ,2023 は,2023 に,2024 い,2024 ろ,2024 は,2024 に,2024 ほ,2024 へ,2024 と,2025 い,2025 ろ,2025 は,2025 に,2025 ほ,2025 へ*,2025 と*,2026 い,2026 ろ,2026 は,2026 に,2026 ほ*,2026 へ,2026 と*,2026 ち,2027 い,2027 ろ,2027 は,2027 に,2027 ほ,2027 へ,2027 と,2027 ち,2028 い,2028 ろ,2028 は,2028 に,2028 ほ,2029 い,2029 ろ,2029 は,2029 に,2029 ほ,2030 い,2030 ろ,2030 は,2030 に,2031 い,2031 は,2031 に,2031 ほ,2032 い,2032 ろ,2032 は,2033 い,2033 ろ,2033 は,2034 い,2034 ろ,2034 は,2034 ほ,2034 へ,2034 と,2035 い,2035 ろ,2035 は,2036 い,2036 ろ,2036 は*,2036 に,2036 ほ*,2037 い,*2037 ろ,2037 は,2037 に,2037 ほ,2037 へ,2040 い,2040 ろ,2040 は,2040 に,2042 い,2042 ろ,2042 は,2042 に,2045 い,2045 ろ,2045 は,2045 に,2045 ほ,2046 い,2046 ろ,2046 は,2047 い,2047 ろ,2047 は,2048 い,2048 ろ,2048 は,2048 に,2049 い,2049 ろ,2049 は,2049 に,2050 い,2050 ろ,2050 は,2050 に,2051 い,2051 ろ,2051 は,2051 に,2052 い,2052 ろ,2052 は,2052 に,2053 い,2053 ろ,2053 は*,2053 に,2053 ほ,2054 い*,2054 ろ,2055 い,2055 ろ,2056 い,2056 ろ,2057 い,2057 ろ,2058 い,2058 ろ,2059 い,2059 ろ,2059 は,2060 ろ,2060 は,2061 い,2061 ろ,2061 は,2062 い,2062 ろ,2062 は*,2063 は,2063 に,2064 い,2064 ろ,2070 い,2070 ろ,2070 は,2070 に,2071 い,2071 ろ,2071 は,2072 い,2072 ろ,2072 は*,2072 に*,2073 い,2073 ろ*,2073 は,2073 に,2074 い,2074 ろ,2074 は,2074 に,2075 い,2075 ろ*,2075 は,2075 に*,2075 ほ,2076 い*,2076 ろ,2076 は,2076 に,2077 い,2077 は,2077 に,2077 ほ,2078 い,2078 ろ*,2083 ろ,2083 は,2083 に*,2084 ろ,2084 は,2084 に,2084 ほ,2085 い,2085 ろ,2085 は,2085 に,2086 い,2086 ろ,2086 は,2087 い,2087 ろ,2087 は,2087 に,2088 い,2088 ろ,2088 は,2088 に,2089 い,2089 ろ,2089 は,2089 に,2090 い,2090 ろ,2090 は,2090 に,2091 い,2091 ろ,2091 は,2091 に,2091 ほ,2091 へ,2091 と,2092 い,2092 ろ,2092 は,2092 に,2092 ほ,2092 へ,2092 と,2092 ち,2093 い,2093 ろ,2093 は,2093 に,2093 ほ,2093 へ,2094 い,2094 ろ,2094 は,2094 に*,2094 ほ,2094 へ,2095 い,2095 ろ*,2095 は,2096 い,2096 ろ,2096 は,2096 に,2096 ほ,2096 へ,2097 い,2097 ろ,2097 は,2097 に,2098 い,2098 ろ,2098</p>	
--	---	--

		は,2099 い,2099 ろ,2099 は,2100 い,2100 ろ,2100 は,2100 に,2100 ほ,2100 へ,2101 い,2101 ろ,2101 は,2102 い,2102 ろ,2102 は,2102 に,2102 ほ,2103 い,2103 ろ,2103 は,2104 い,2104 ろ,2104 は,2104 に,2104 ほ,2105 い,2105 ろ,2105 は,2105 に,2106 い,2106 ろ,2106 は,2106 に,2107 い,2107 ろ,2107 は,2107 に,2108 い,2108 ろ*,2108 は,2108 に*,2109 い,2109 ろ,2109 は,2109 に,2110 い,2110 ろ,2110 は,2110 に,2111 い,2111 ろ,2111 は*,2111 に,2112 い*,2112 ろ,2112 は*,2112 に,2112 ほ,2112 へ,2113 い,2113 ろ*,2113 は*,2113 に*,2114 い,2114 ろ*,2114 は,2114 に,2114 ほ,2115 い,2115 ろ,2115 は,2116 い,2116 ろ,2116 は,2117 い,2117 ろ,2117 は,2117 に,2118 い,2118 ろ,2118 は,2121 は*,2122 い*,2122 ろ*,2122 は*,2122 に,2122 ほ,2123 い*,2123 ろ*,2123 は*,2123 に,2123 ほ,2124 い,2124 ろ,2124 は*,2124 に*,2124 ほ,2125 い*,2125 ろ,2125 は,2125 に,2125 ほ,2126 い,2126 ろ,2126 は,2126 に,2126 ほ,2127 い,2127 ろ*,2127 は,2127 に*,2127 ほ*,2128 い,2128 ろ,2128 は,2128 に,2129 い,2129 ろ*,2129 は*,2129 に*,2130 ろ*,2130 は*,2131 い,2131 ろ,2131 は*,2132 い,2132 ろ,2132 は,2132 に,2132 ほ,2133 い,2133 ろ,2133 は,2133 に,2133 ほ,2133 へ,2133 と,2134 い,2134 ろ,2134 は,2135 い,2135 ろ,2135 は,2135 に,2135 ほ,2173 い,2174 い,2175 い	
かん 水源涵養機能維持増進 森林及び山地災害防止 /土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	1092 ろ,2034 に,2035 に,2035 ほ,2038 い,2038 ろ,2038 は,2038 に,2038 ほ,2038 へ,2039 い,2039 ろ,2039 は,2039 に,2041 い*,2041 ろ,2041 は,2043 い,2043 ろ,2043 は,2044 い,2044 ろ,2065 い,2065 ろ,2065 は,2066 い,2066 ろ,2066 は,2066 に,2067 い,2067 ろ,2067 は,2067 に,2068 い,2068 ろ,2068 は,2068 に,2068 ほ,2069 い,2069 ろ,2069 は,2069 に,2069 ほ,2072 ほ*,2077 ろ,2078 は*,2078 に,2079 い,2080 い*,2081 は*,2081 に*,2082 い,2082 ろ*,2082 ほ*,2082 へ,2083 い,2083 ほ,2084 い,2119 い,2119 ろ,2119 は,2119 に,2119 ほ,2120 い,2120 ろ,2120 は,2121 い,2121 ろ*	1,137.97
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	118 い,118 ろ,118 は,118 に,118 ほ,118 へ,118 と,119 い,119 ろ,120 い,120 ろ,120 は,121 い,121 ろ,171 は,172 い,172 ろ,173 い,176 に,177 い,177 と,187 い,187 ろ,187 は,188 い,189 い,189 ろ,189 は,190 い,190 ろ,190 は,190 に,191 い,191 ろ,191 は,192 い,192 ろ,192 は,403 い,403 ろ,403 は,403 に,403 ほ,1046 い,1049 い,1049 ろ,1091 に,1092 は,1092 に,1093 は,1094 い,1094 ろ,1094 は,1094 に	1,274.26

	<p>長伐期施業を推進すべき森林</p> <p>41ろ*,42い*,43い*,43ろ*,43は*,50と*,56ち*,56り,56わ*,95い,95ろ,95は,95に,96い,96ろ,96は,97い,97ろ,98ろ,101い,101ろ,101は,105い,105ろ,105は,105に,106い,106ろ,106は,106に,106ほ,107い,107ろ,107は,107に,107ほ,107へ,107と,107ち,107り,107ぬ,108い,108ろ,108は,108に,109い,109ろ,109は,110い,110ろ,110は,110に,110ほ,111い,111ろ,111は,111に,111ほ,111へ,112い,112ろ,112は,203ろ,203は,206い*,206ろ,210い*,273り*,276い*,281い,1001は,1029ほ*,1030ろ*,1054ろ*,1054は*,1055い*,1077い,1077ろ,1078い*,1078ろ*,1078は*,1078に*,1079い*,1083は*,1084い*,1084ろ,1095い,1095ろ,1095は,1096い,1096ろ,1097い,1097ろ,1097は,1098い,1098ろ,1098は,1099い,1099ろ,1099は,1100い,1100ろ,1100は,1101い,1101ろ,1101は,1102い,1102ろ,1102は,1103い,1103ろ,1103は,1103に,1104い,1104ろ,1104は,1105い,1105ろ,1106い,1106ろ,1107い,1107ろ,1107は,1107に,1108い,1108ろ,1109い,1109ろ,1109は,1110い,1110ろ,1110は,1110に,1111い,1111ろ,1111は,1112い,1112ろ,1112は,1112に,1113い,1113ろ,1113は,1113に,1113ほ,1113へ,1114い,1114ろ,1114は,1114に,1115い,1115ろ,1115は,1115に,1116い,1116ろ,1116は,2010に*,2011い*,2011ほ*,2012い,2012ろ*,2017は*,2017に*,2025へ*,2025と*,2026ほ*,2026と*,2031ろ,2036は*,2036ほ*,2037い*,2041い*,2053は*,2054い*,2060い,2062は*,2063い,2063ろ,2072は*,2072に*,2072ほ*,2073ろ*,2075ろ*,2075に*,2076い*,2078ろ*,2078は*,2079ろ,2079は,2080い*,2080ろ,2080は,2081い,2081ろ,2081は*,2081に*,2082ろ*,2082は,2082に,2082ほ*,2083に*,2094に*,2095ろ*,2108ろ*,2108に*,2111は*,2112い*,2112は*,2113ろ*,2113は*,2113に*,2114ろ*,2121ろ*,2121は*,2122い*,2122ろ*,2122は*,2123い*,2123ろ*,2123は*,2124は*,2124に*,2125い*,2127ろ*,2127に*,2127ほ*,2129ろ*,2129は*,2129に*,2130い,2130ろ*,2130は*,2131ろ,2131は*,2136い,2137い,2138い,2139い,2139ろ,2140い,2140ろ,2141い,2142い,2142ろ,2143い,2144い,2145い,2146い,2147い,2148い,2149い,2149ろ,2150い,2151い,2152い,2152ろ,2153い,2153ろ,2154い,2154ろ,2155い,2155ろ,2156い,2157い,2157ろ,2158い,2159い,2160い,2160ろ,2160は,2161</p>	6,809.39
--	--	----------

		い,2162 い,2163 い,2164 い,2165 い,2166 い,2167 い,2168 い,2169 い,2170 い,2171 い,2172 い	
かん 水源涵養機	複層林施業 を推進すべ き森林	103 は	25.51
能維持増進 森林及び保 健文化機能 維持増進	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	103 い,103 ろ,103 に,104 い,104 ろ,104 は	103.49

注) *はその一部を区域とする小班である

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
山地災害防 止/土壌保全 機能維持増 進森林	複層林施業 を推進すべ き森林	1 い,2 い,2 ろ,2 は,3 い,3 ろ,3 は,3 に,4 い,4 ろ,4 は,5 い,5 ろ,5 は,6 い,6 ろ,7 い,7 ろ,7 は,7 に,7 ほ,8 い,8 ろ,8 は,8 に,8 ほ,9 い,9 ろ,10 い,10 ろ,10 は,10 に,11 い,12 い,13 い,14 い,14 ろ,15 い,15 ろ,15 は,16 い,16 ろ,16 は,17 い,17 ろ,18 い,18 ろ,18 は,18 に,19 い,19 ろ,19 は,19 に,19 ほ,19 へ,20 い,20 ろ,20 は,20 に,20 ほ,20 へ,20 と,21 い,21 ろ,21 は,21 に,21 ほ,21 へ,21 と,21 ち,22 い,22 ろ,22 は,22 に,22 ほ,22 へ,22 ち,23 い,23 ろ,23 は,23 に,68 い,68 ろ,68 は,68 に,69 い,69 ほ,70 い,70 ろ,70 は,70 に,70 ほ,71 い,71 ろ,71 は,71 に,72 い,72 ろ,72 は,72 に,73 ろ,73 は,73 に,216 い,216 ろ,224 い,224 ろ,225 い,225 ろ,226 い,226 ろ,226 は,226 に,226 ほ,226 へ,226 と,226 ち,226 り,227 い,227 ろ,227 は,227 に,227 ほ,227 へ,228 い,228 ろ,228 は,228 に,228 ほ,229 い,229 ろ,229 は,229 に,229 ほ,230 い,230 ろ,230 は,230 に,230 ほ,231 い,231 ろ,231 は,232 い,232 ろ,232 は,232 に,232 ほ,233 い,233 ろ,233 は,233 に,233 ほ,233 へ,233 と,233 ち,234 い,234 ろ,234 は,234 に,234 ほ,234 へ,234 と,235 い,235 ろ,235 は,235 に,235 ほ,236 い,236 ろ,236 は,236 に,236 ほ,236 へ,236 と,237 い,237 ろ,237 は,237 に,237 ほ,237 へ,238 い,238 ろ,238 は,238 に,238 ほ,238 へ,239 い,239 ろ,239 は,239 に,239 ほ,240 い,240 は,251 は,251 に,251 ほ,251 へ,251 と,251 ち,251 り,252 い,252 ろ,252 は,253 い,253 ろ,253 は,253 に,253 ほ,253 へ,254 い,254 ほ,254 へ,255 い,255 ろ,255 は,255 に,256 ろ,256 は,257 い,257 ろ,257 は,258 い,258 ろ,258 は,258 に,258 ほ,258 へ,259 い,259 ろ,259 は,259 に,259 ほ,260 い,260 ろ,260 は,260 に,260 ほ,261 い,261 ろ,261 は,261 に,261 ほ,262 ろ,262 は,262 に,264 ろ,264 は,265 い,265	2,019.1

		ろ,266 い,266 ろ,266 ほ,266 へ,267 い,267 ろ,267 は,268 い,268 ろ,268 は,268 に,269 ろ,269 は,269 に,269 ほ,270 い,270 ろ,270 は,271 は,339 ろ,339 は,339 に,339 ほ,339 と,345 に,345 ほ,345 へ,345 と,420 い,420 ろ,420 は,420 に,420 ほ,420 へ,420 と,420 ち,420 り	
快適環境形 成機能維持 増進森林			—
保健文化機 能維持増進 森林	複層林施業 を推進すべ き森林	401に,401ほ,401へ,401と,417い,417ろ,418い,418ほ,418 へ,418 と,418 ち,418 り,419 い,419 ろ,419 は,419 に,419 へ,419 と	158.81
	択伐による複 層林施業を 推進すべき 森林	401 ろ,401 は,418 ろ,418 は,418 に	39.93
その他公益 的機能維持 増進森林			—

【別表3】

区分	公益的 機能と の重複	施業の 方法	森林の区域	面積(ha)
木材生 産機能 維持増 進森林	水源 かん 涵養	伐期の 延長	22と,27い,27ろ,27は,27に,28い,28ろ,38い,38ろ,39い,39 ろ,39は,62い,62ろ,62は,62に,62ほ,63い,63ろ,63は,63 に,65い,65ろ,65は,65に,65ほ,74い,74ろ,74は,74に,74 ほ,74へ,74と,75い,75ろ,75は,75に,75ほ,76い,76ろ,76 は,76に,76ほ,77い,77ろ,77は,77に,77ほ,77へ,77と,78 い,78ろ,78は,78に,78ほ,79い,79ろ,79は,79に,79ほ,79 へ,80い,80ろ,80は,80に,80ほ,81い,81ろ,81は,81に,81 ほ,81へ,127い,127ろ,127は,127に,127ほ,127へ,127 と,128い,128ろ,128は,128に,128ほ,129い,129ろ,129 は,131い,131ろ,131は,131に,131ほ,131へ,131と,133 い,147い,147ろ,147は,147に,148い,148ろ,148は,148 に,148ほ,149い,149ろ,149は,149に,150い,150ろ,150 は,151い,151ろ,151は,151に,152い,152ろ,152は,152 に,152ほ,152へ,152と,153い,153ろ,153は,153に,153 ほ,153へ,154い,154ろ,154は,154に,155い,155ろ,155 は,155に,156い,156ろ,156は,203い,204い,204ろ,204 は,205い,205ろ,205は,205に,207い,207ろ,207は,207 に,217い,217ろ,217は,217に,217ほ,218い,218ろ,218	7,711.1

		<p>は,218 に,218 ほ,218 へ,221 い,221 ろ,221 は,221 に,222 い,222 ろ,223 い,321 い,321 ろ,321 は,321 に,321 ほ,321 へ,322 い,322 ろ,322 は,322 に,322 ほ,322 へ,323 い,323 ろ,323 は,323 に,323 ほ,323 へ,324 い,324 ろ,324 は,324 に,324 ほ,324 へ,324 と,324 ち,401 い,402 い,402 ろ,402 は,402 に,404 い,404 ろ,404 は,404 に,404 ほ,404 へ,404 と,404 ち,404 り,404 ぬ,405 い,405 ろ,405 は,405 に,405 ほ,405 へ,406 い,406 ろ,406 は,406 に,406 ほ,406 へ,406 と,406 ち,407 い,407 ろ,407 は,407 に,407 ほ,407 へ,407 と,407 ち,407 り,408 い,408 ろ,408 は,408 に,412 い,412 ろ,412 は,412 に,413 い,413 ろ,413 は,414 い,414 ろ,414 は,414 に,414 ほ,414 へ,415 い,415 ろ,415 は,416 い,416 ろ,416 は,417 は,417 に,417 ほ,417 へ,417 と,417 ち,417 り,417 ぬ,422 い,422 ろ,422 は,422 に,422 ほ,422 へ,1001 い,1001 ろ,1002 い,1002 ろ,1002 は,1002 に,1017 い,1017 ろ,1017 は,1020 い,1020 ろ,1020 は,1021 い,1021 ろ,1022 い,1023 い,1023 ろ,1023 は,1024 い,1024 ろ,1025 い,1025 ろ,1025 は,1025 に,1030 い,1030 ろ*,1030 は,1031 い,1031 ろ,1031 は,1032 い,1032 ろ,1032 は,1032 に,1033 い,1036 い,1036 ろ,1036 は,1036 に,1037 い,1037 ろ,1037 は,1037 に,1038 い,1038 ろ,1038 は,1038 に,1041 い,1041 ろ,1041 は,1042 い,1042 ろ,1042 は,1042 に,1043 い,1043 ろ,1043 は,1043 に,1044 い,1044 ろ,1045 い,1045 ろ,1054 い,1054 ろ*,1054 は*,1054 に,1055 い*,1055 ろ,1055 は,1056 い,1056 ろ,1056 は,1056 に,1059 い,1059 ろ,1059 は,1059 に,1060 い,1060 ろ,1060 は,1060 に,1060 ほ,1061 い,1061 ろ,1062 い,1062 ろ,1062 は,1062 に,1063 い,1063 ろ,1063 は,1063 に,1063 ほ,1063 へ,1067 い,1067 ろ,1067 は,1067 に,1067 ほ,1068 い,1068 ろ,1068 は,1069 い,1069 ろ,1069 は,1069 に,1069 ほ,1073 い,1073 ろ,1074 い,1074 ろ,1074 は,1074 に,1074 ほ,1074 へ,1075 い,1075 ろ,1075 は,1075 に,1076 い,1076 ろ,1076 は,1078 い*,1078 ろ*,1078 は *,1078 に*,1079 い*,1079 ろ,1079 は,1082 い,1082 ろ,1082 は,1082 に,1082 ほ,1082 へ,1082 と,1082 ち,1083 い,1083 ろ,1083 は*,1083 に,1083 ほ,1083 へ,1084 い*,1085 い,1085 ろ,1085 は,1086 い,1086 ろ,1086 は,1086 に,1086 ほ,1086 へ,2023 は,2023 に,2024 い,2024 ろ,2024 は,2024 に,2024 ほ,2024 へ,2024 と,2034 い,2034 ろ,2034 は,2034 ほ,2034 へ,2034 と,2035 い,2035 ろ,2035 は,2036 い,2036 ろ,2036</p>	
--	--	--	--

		は*,2036 に,2036 ほ*,2037 い*,2037 ろ,2037 は,2037 に,2037 ほ,2037 へ,2047 い,2047 ろ,2047 は,2070 い,2070 ろ,2070 は,2070 に,2071 い,2071 ろ,2071 は,2072 い,2072 ろ,2072 は*,2072 に*,2073 い,2073 ろ*,2073 は,2073 に,2074 い,2074 ろ,2074 は,2074 に,2075 い,2075 ろ,2075 は,2075 に*,2075 ほ,2076 い*,2076 ろ,2076 は,2076 に,2077 い,2077 は,2077 に,2077 ほ,2083 ろ,2083 は,2083 に*,2084 ろ,2084 は,2084 に,2084 ほ,2087 い,2087 ろ,2087 は,2087 に,2088 い,2088 ろ,2088 は,2088 に,2089 い,2089 ろ,2089 は,2089 に,2090 い,2090 ろ,2090 は,2090 に,2091 い,2091 ろ,2091 は,2091 に,2091 ほ,2091 へ,2091 と,2092 い,2092 ろ,2092 は,2092 に,2092 ほ,2092 へ,2092 と,2092 ち,2093 い,2093 ろ,2093 は,2093 に,2093 ほ,2093 へ,2094 い,2094 ろ,2094 は,2094 に*,2094 ほ,2094 へ,2111 い,2111 ろ,2111 は*,2111 に,2112 い*,2112 ろ,2112 は*,2112 に,2112 ほ,2112 へ,2113 い,2113 ろ*,2113 は*,2113 に*,2114 い,2114 ろ*,2114 は,2114 に,2114 ほ,2125 い*,2125 ろ,2125 は,2125 に,2125 ほ,2126 い,2126 ろ,2126 は,2126 に,2126 ほ,2127 い,2127 ろ*,2127 は,2127 に*,2127 ほ*,2128 い,2128 ろ,2128 は,2128 に	
水 源 かん 涵 養 及び山 地災害 防 止 / 土 壤 保 全	複層林 施業	2034 に,2035 に,2035 ほ,2066 い,2066 ろ,2066 は,2066 に,2067 い,2067 ろ,2067 は,2067 に,2068 い,2068 ろ,2068 は,2068 に,2068 ほ,2069 い,2069 ろ,2069 は,2069 に,2069 ほ,2072 ほ*,2077 ろ,2082 い,2082 ろ*,2082 ほ*,2082 へ,2083 い,2083 ほ,2084 い	468.89
	択伐に よる複 層林施 業	403 い,403 ろ,403 は,403 に,403 ほ	70.39
	長伐期 施業	203 ろ,203 は,1001 は,1030 ろ*,1054 ろ*,1054 は*,1055 い*,1079 い*,1083 は*,1084 い*,1084 ろ,2036 は*,2036 ほ*,2037 い*,2072 は*,2072 に*,2072 ほ*,2073 ろ*,2075 ろ*,2075 に*,2076 い*,2082 ろ*,2082 は,2082 に,2082 ほ*,2083 に*,2094 に*,2111 は*,2112 い*,2112 は*,2113 ろ*,2113 は*,2113 に*,2114 ろ*,2125 い*,2127 ろ*,2127 に*,2127 ほ*,2168 い	429.3

山地災害防止 / 土壌保全	複層林 施業	4い,4ろ,4は,5い,5ろ,5は,6い,6ろ,7い,7ろ,7は,7に,7ほ,8い,8ろ,8は,8に,8ほ,9い,9ろ,10い,10ろ,10は,10に,11い,12い,13い,14い,14ろ,15い,15ろ,15は,16い,16ろ,16は,17い,17ろ,18い,18ろ,18は,18に,19い,19ろ,19は,19に,19ほ,19へ,20い,20ろ,20は,20に,20ほ,20へ,20と,21い,21ろ,21は,21に,21ほ,21へ,21と,21ち,22い,22ろ,22は,22に,22ほ,22へ,22ち,23い,23ろ,23は,23に,224い,224ろ,225い,225ろ,227い,227ろ,227は,227に,227ほ,227へ	513.65
	快適環境形成		—
	保健文化	複層林 施業	401に,401ほ,401へ,401と,417い,417ろ,418い,418ほ,418へ,418と,418ち,418り
	択伐による複層林施業	401ろ,401は,418ろ,418は,418に	39.93

注) *はその一部を区域とする小班である

【別表4】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林	水源かん涵養	伐期の延長	22と,39は,62い,62は,62に,62ほ,63い,63ろ,63は,63に,65い,65は,65ほ,74い,76は,77ほ,78に,81へ,127と,128に,128ほ,129は,154い,155に,156い,204い,205に,217ほ,223い,322ほ,323ろ,323は,323ほ,324ほ,324へ,401い,1054い,1054ろ*,1054は*,1054に,1055い*,1055ろ,1055は,1056い,1056ろ,1056に,1059い,1059に,1060ほ,1062ろ,1063は,1067は,1068は,1069ろ,1073い,1079い*,2034と,2035い,2036ほ*,2037い*,2037へ,2072に*,2073は,2073に,2074い,2075ほ,2076は,2076に,2077に,2088ろ,2088は,2091へ,2092い,2092は,2092に,2093い,2093に,2111い,2111ろ,2111は*,2111に,2112い*,2112ろ,2112は*,2112ほ,2113い,2113ろ*,2113は*,2113に*,2114は,2125ほ	863.38
	水源かん涵養及び山地災害防止/	複層林施業	2083ほ	4.58
		択伐による複層林施業		—
	長伐期施業	1054ろ*,1054は*,1055い*,2036ほ*,2037い*,2072に*,2111は*,2112い*,2112は*,2113ろ*,2113は*,2113に*	84.32	

	土壌保 全			
	山地災 害防止 /土壌 保全	複層林 施業	5い,6ろ,7ろ,7は,7に,8ろ,8に,8ほ,10は,11い,12い,14 い,15い,15は,16い,18は,18に,20い,20は,20と,21い,21 に,22い,23い,225い,227い,227へ	87.50
	快適環 境形成			—
	保健文 化	複層林 施業		—
		択伐に よる複 層林施 業	401は	0.59

注) *はその一部を区域とする小班である
制限林は除く。

人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、本市では、森林林業関係のNPO法人があるが、施業実施協定の締結には至っていないため、今後、施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行う。

- ① 森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図る。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行う。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を計画的、効率的に行うために、不在村又は高齢等のため森林の管理を行うことができない森林所有者と森林組合等との森林経営計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人(NPO 法人)、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図る。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとする。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業者へ森林経営計画の作成を働きかける。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 の 9 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかける。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図る。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を行う。

4 その他

該当なし

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進する。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年4月 1日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長:m 面積:ha

開設	種類	区分	位置 (字林班)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年 の計画延長	対図 番号	備考
新設	自動車道	林道	千代	曾倉沢	2,000	115		04759	
新設	自動車道	林道	上飯田	越田	1,000	101		01014	
新設	自動車道	林道	上飯田	砂古谷	1,000	167		k0014	
新設	自動車道	林道	大瀬木	高鳥屋	2,000	115		40165	
新設	自動車道	林道	南信濃	高平	4,000	191	2,000	40572	
新設	自動車道	林道	上村	矢筈	1,350	497		03195	
新設	自動車道	林道	上村	伊藤	1,350	516	1,350	02036	
新設	自動車道	林道	南信濃	千遠	600	347	300	01022	
新設	自動車道	林道	南信濃	十原	2,400	108		40534	
新設	自動車道	林道	南信濃	池口	1,000	84		02195	
新設	自動車道	林道	南信濃	笠松	2,000	413		03492	
新設	自動車道	林道	南信濃	三ツ沢	200	64		40515	
新設	自動車道	林道	南信濃	川合	3,000	288		03326	
新設	自動車道	林道	南信濃	高町	5,000	297		04975	
新設	自動車道	林道	南信濃	盛山	200	70		K0015	
新設	自動車道	林道	南信濃	名田熊	500	62		04164	
新設	自動車道	林道	南信濃	馬之瀬	500	78		K0016	
新設	自動車道	林道	南信濃	下栗中立	1,000	300		02199	
改築	自動車道	林道	上飯田	大平中央	1,500	124	1,500		
新設	自動車道	林業専用道	上郷	大島	600	35	600		
開設計					31,200		5,750		

単位 延長:m 面積:ha

拡張	種類	区分	位置 (字林班)	路線名	[個所数] 延長	利用区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇所 及び延長	対図 番号	備考
改良	自動車道	林道	千代・ 南信濃	千遠	[35] 3,000	(369) 2,394	[35] 3,000	01022	
改良	自動車道	林道	上飯田	松川入	[20] 600	4,315	[20] 600	01021	
改良	自動車道	林道	大瀬木	鳩打	[12] 483	1,441		02177	
改良	自動車道	林道	上郷	野底山	[15] 300	1,447	[15] 300	02123	

改良	自動車道	林道	上飯田	東沢	[13] 500	1,016	[13] 500	02232	
改良	自動車道	林道	三穂	下瀬西山	[5] 100	168		04221	
改良	自動車道	林道	上郷	鷹ノ巣	[4] 650	90		04783	
改良	自動車道	林道	千代	曾倉沢	[4] 40	115		04759	
改良	自動車道	林道	上飯田	円悟沢	[5] 518	209		03193	
改良	自動車道	林道	上村	御池山	[13] 1,950	1,239	[13] 1,950	02181	
改良	自動車道	林道	上村	赤石	[20] 2,100	2,460	[20] 2,100	01030	
改良	自動車道	林道	上村	ツベタ沢	[2] 500	356		04904	
改良	自動車道	林道	上村	蕨平	[1] 200	67		04983	
改良	自動車道	林道	上村	矢筈	[5] 500	(155) 497	[5] 500	03195	
改良	自動車道	林道	南信濃	赤石	[8] 400	2,412	[8] 400	01030	
改良	自動車道	林道	南信濃	川合	[10] 300	288	[10] 300	03326	
改良	自動車道	林道	南信濃	高町	[5] 200	297		04975	
改良	自動車道	林道	南信濃	大倉	[2] 100	43		04692	
改良	自動車道	林道	上飯田	押の沢	[5] 500	552	[5] 500	02170	
改良	自動車道	林道	上飯田	桧沢和合路	[4] 300	1,532	[4] 300	02119	
改良	自動車道	林道	上村	伊藤	[5] 500	516	[5] 500	02036	
改良	自動車道	林道	南信濃	馬之瀬	[2] 50	78		04333	

改良	自動車道	林道	南信濃	熊伏	[3] 100	45		04698	
改良	自動車道	林道	南信濃	三ツ沢	[5] 200	64		40515	
改良	自動車道	林道	上郷	畑の沢	[2] 50	254		03200	
改良	自動車道	林道	上郷	大島	[10] 600	163	[10] 600	04461	
改良計					[215] 14,741		[163] 11,550		

単位 延長:m 面積:ha

拡張	種類	区分	位置 (字林班)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画延長	対図 番号	備考
舗装	自動車道	林道	千代 南信濃	千遠	8,000	(369) 2,394	8,000	01022	
舗装	自動車道	林道	南信濃	東沢	1,100	1,016	1,100	02232	
舗装	自動車道	林道	三穂	大峯	200	62	200	04224	
舗装	自動車道	林道	三穂	下瀬西山	1,400	168		04221	
舗装	自動車道	林道	南信濃	川合	1,500	309	1,500	03326	
舗装	自動車道	林道	南信濃	高町	2,000	297		04975	
舗装計					14,200		10,800		

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、適正に管理することとする。
なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

4 その他

該当なし

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、いいだ森林学校による研修や、県、(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進する。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援する。

高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより搬出技術向上を推進し、組合員と密着した共同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

また、林業が水源涵養^{かん}や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努める。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながらか林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

林業就労者の減少及び高齢化等で、安定的な労働力確保が困難な状況であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進する。

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討する。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現 状(参考)	将 来
伐 倒	市内一円	チェンソー	チェンソー
造 材		チェンソー・プロセッサ	プロセッサ・チェンソー
集 材		ラジキャリ・小型集材機	タワヤーダ・スイングヤーダ ・ラジキャリ・林内作業車・小型集材機
運 材		ユニック付トラック トラック・フォワーダ	グラップル付トラック ユニック付トラック・フォワーダ
造 林 保 育	地拵、下刈	チェンソー、刈払機	チェンソー、刈払機
	枝 打	人力	人力

飯田市における人工林は高齢級が多くを占めることから、搬出間伐主体へ作業システムが移行するため、導入した高性能林業機械の技術及び架線技術の習得に必要な研修について、長野県・飯伊森林組合等事業体と連携して開催を支援する。

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

該当なし

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表5に定める。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、森林所有者等による巡視等現地の被害状況の確認のほか、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、塗布、わな、銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、これらの対策は関係機関と連携し、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との調整に努めて行うものとする。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、地元猟友会、森林所有者等からの情報収集により行う。

【別表5】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	285、1013～1016、1021～1039、1041、1042、1056～1068、1088、1089、1099～1105、1107～1110、2099、2100、2102、2103、2105、2142～2144、2146～2152、2174、2175 林班	4,285.00

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じる。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布や樹幹注入等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」により実施する。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図る。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努める。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分する。
また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定する。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努める。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努める。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

飯田市におけるサル、クマ、カモシカ等による獣害は年々拡大しており、林業だけでなく農産物に大きな打撃を与えている。こうした被害は農林業従事者の経営意欲を低下させ、耕作放棄地の拡大につながっている。被害防止にあたり、飯田市連合猟友会・JA みなみ信州農業協同組合・飯伊森林組合等関係機関と協力体制により積極的に被害防止対策に努めることとする。

また、長野県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、各種対策を総合的に実施する。

3 林野火災の予防の方法

土手などの野焼きに伴う山林火災が発生の主たる原因であるため、当市の林野火災の発生時期が2月下旬から5月上旬に集中していることから、山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

松くい虫被害が拡大傾向にあり、伐倒駆除(破碎・くん蒸)を計画的に実施することで、火入れによる駆除は極力行わないが、森林所有者から申出があった場合においては、飯田市火入れに関する条例(昭和59年7月4日条例第28号)に基づき、飯田市長の許可を得るとともに、南信州広域連合火災予防条例(平成11年4月1日条例第23号)に基づき、管轄する消防署への届け出の後、必要最小限の範囲で安全帯の確保を確認し実施する。

5 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
該当なし	

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定する。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施 業 の 区 分	施 業 の 方 法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間 伐	単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。			
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。				

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地 区 名	施 設 名
該当なし	

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項
該当なし

(3) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
該当なし		

4 その他
該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林皆伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
該当なし		

2 生活環境の整備

街、里、山の暮らしを満喫でき、自然豊かな山都「飯田」の暮らしを求めているUJIターン者が地域に定住できるよう、空き家等の活用を含め、必要な生活環境施設の整備を図る。

3 森林整備を通じた地域振興

地域材や地域の特産林産物、森林・林業に関わる伝統技術等地域の森林資源を活用した地域振興の方策について、飯田市の産業振興の実行計画である「地域経済活性化プログラム」を踏まえ、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興に寄与するよう努める。

4 森林の総合利用の推進

野底山森林公園は、市民の憩いの場になっていることから、この地域の里山を保全するとともに森林浴・自然散策の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去、萌芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道の整備を行うこととする。また、公園施設についても老朽化による維持修繕と施設整備を必要に応じて実施する。

南信濃木沢便ヶ島森林公園については、南アルプス登山者など森林とのふれあいの場として整備されているが、ブナ林などの景観を多くの利用者が楽しめるよう既存歩道の維持管理を必要に応じて行う。

上村地区の「しらびそ高原」の森林については、雄大な南アルプスの眺望が良く、自然散策の場として宿泊施設等整備がなされており、景観を維持向上するための不良木の除去とともに、キャンプ場、遊歩道等の各種施設の維持管理に努める。

「下栗の里」周辺の森林については、地域住民と連携し森林整備の方針を定め、残された景観の維持保存を図る。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

座光寺、上郷、下久堅地区等の区有林、社寺林等や竜丘、川路、千代地区においては地区住民が毎年出労して、下刈・除伐・枝打等の作業を実施し、森林整備を図ると共に森林の機能についての認識を深めている。

また、上郷地区においては「ふれあいサポート林道事業」を飯田市と無償委託契約により、林道野底山線の維持管理作業を実施しており、区民の所有する里山の保全のための住民参加が図られ、将来の森林づくりの担い手候補の育成に役立っている。

また、市内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さと、ふる里への愛着をはぐくむため、炭焼きやキノコの原木駒打ち等、森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進し、各小学校に配置された「みどりの少年団活動」についても積極的に支援する。

(2) 上下流連携による取組

三遠南信地域は、天竜川・豊川等の河川や中央アルプス・南アルプスにより豊かで多様な自然環境と生態系を有しており、下流域圏に健全な水を提供している。

上流域圏では、森林資源の維持・保全に向けて、市民団体等を交えた広域的な環境保護活動を進めるとともに、地域の自然資源を活用した独自の循環型モデルの構築を図る必要がある。

そのため、県境を越えた間伐技術等の情報交換や共同研究、地域産材の積極的な活用等を推進し、上下流域の住民の協働による森林の保全活動を推進する。

(3) その他

地域住民が主体となり、地域の里山を保全整備する活動を推進することで、身近な里山を自ら整備する地域主体の人材育成に努める。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
(未定)			

7 その他必要な事項

(1) 市有林の経営に関する事項

当市は現在上村・南信濃・上飯田・千代地区等に約 4,834ha の市有林を有しており、うち約 2,810ha が森林研究・整備センター及び長野県林業公社の分収契約地であるため、契約地に関しては計画的に保育事業の導入を進める。

契約地以外の森林については、天然広葉樹林が多く、維持保存すべき森林も含まれており、梅雨・台風による山地災害防止や被害の確認、復旧方法などを飯伊森林組合に協力を得ながら対策を講じていく。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地については、「飯田市埋蔵文化財包蔵地地区」(2015.3 飯田市教育委員会発行 <https://www.city.iida.lg.jp/site/bunkazai/houzoutitizu.html>) のとおりであり、当該地において森林施業等を実施する場合には、あらかじめ飯田市教育委員会と調整のうえ、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意する。

(3) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、その施業要件に従い実施するものとする。

(4) 森林の土地の保全に関する事項

土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用の調整を図り、水源林や良好な景観形成をなしている森林、居住環境の保全に重要な役割を果たしている森林等においては、森林以外の用途への転用は極力避けるものとする。

また、近年の異常気象に起因して発生する山地災害については、その発生の防止と復旧を推進するため、中部森林管理局や長野県など関係機関と綿密な連絡調整を図るものとする。

(5) 木材利用の促進に関する事項

木材の安定的な供給と需要拡大を図るため、「信州の木自給圏構築伊那谷流域部会」による広域的な取り組みや、「南信州木づかいネットワーク」など関係団体との連携した対策を進める。

また、森林認証材の販路拡大や公共施設の木造・木質化による地域材利用を積極的に推進するとともに、未利用森林資源の有効活用の観点から、ペレットストーブなどの普及や再生可能エネルギーへの利用の促進に努めるものとする。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
平成30年1月31日	飯田市森林整備推進協議会会議による	飯田市森林整備推進協議会委員16名
平成30年1月26日	文書	飯伊森林組合
令和4年1月12日	文書	飯田市森林整備推進協議会委員16名
令和4年1月13日	文書	飯伊森林組合

2 公告・縦覧期間

平成30年2月1日～平成30年3月5日

(第1回変更)令和4年1月20日～令和4年2月21日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業経済部林務課森林保全係	技師	井田光則	
〃	係長	大屋敷忍	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
南信州地域振興局	林務課普及係	担当係長	前澤まゆみ	林業普及指導員
〃	〃	専門幹兼担当係長	白石立	〃

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
飯田市ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/23/
住民説明会の開催	平成30年2月19日～22日	計画(案)の意見聴取

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	17年	108,624	51,706	56,918	16,052	8,147	7,905	15,235	7,305	7,930	20,000	10,052	9,948	28,908	14,294	14,614	28,094	11,717	16,377
	22年	105,335	50,105	55,230	14,797	7,459	7,338	13,229	6,363	6,866	19,516	9,834	9,682	27,726	13,671	14,055	29,527	12,427	17,100
	27年	101,581	48,443	53,138	13,609	6,886	6,723	12,162	5,920	6,242	17,864	8,966	8,898	25,520	12,641	12,879	31,447	13,461	17,986
構成 比 (%)	17年	100	47.60	52.40	14.78	7.50	7.28	14.03	6.73	7.30	18.41	9.25	9.16	26.61	13.16	13.45	25.86	10.79	15.08
	22年	100	47.57	52.43	14.05	7.08	6.97	12.56	6.04	6.52	18.53	9.34	9.19	26.32	12.98	13.34	28.03	11.80	16.23
	27年	100	47.69	52.31	13.40	6.78	6.62	11.97	5.83	6.14	17.59	8.83	8.76	25.12	12.44	12.68	30.96	13.25	17.71

(出典：国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	17年	58,036	6,309	74	32	6,415	19,682		31,490
	22年	55,280	4,616	201	20	4,837	16,879		30,313
	27年	52,685	4,105	171	21	4,297	16,518		30,225
構成比 (%)	17年	100	10.87	0.18	0.06	11.05	33.91		54.26
	22年	100	8.35	0.36	0.04	8.75	30.53		54.84
	27年	100	7.79	0.32	0.04	8.15	31.35		57.36

(出典：各年次国勢調査(分類不能の産業除く))

2 土地利用

(単位：ha)

	年次	総土地 面積	(経営)耕地面積						草地 面積	林野面積			その他 面積	
			計	田	畑	樹園地				計	森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	17年	65,876		737	439		762	186	53,871			
	22年	65,876		693	434		714	186	53,061			
	27年	65,866		578	422		631	186	54,279			

(出典：各年次農林業センサス)

3 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・ 事業場用地	住宅・ 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H27年	7.67	0.09				7.58	
H28年	5.90	0.04				5.86	
H29年	0.30					0.3	

(出典：森林計画業務報告)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	H29年	25,099.37	14,554.04	9,620.30	6,857.83	2,762.47
構成比 (%)		100	58	38(100)	27(71)	11(29)

(出典：H29 森林簿データ)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
～1ha	4,832	10～20ha	192	50～100ha	33
1～5ha	1,524	20～30ha	51	100～500ha	26
5～10ha	338	30～50ha	44	500ha以上	13
				総数	7,053

(出典：H29 森林簿データ)

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
要間伐森林なし		

6 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総売上額

(単位：百万円)

総売上額		803,896
内訳	第1次産業	2,990
	第2次産業	318,368
	第3次産業	482,537

H26年経済センサス基礎調査 産業（大分類）別民営事業所の売上（収入）金額試算値（外国の会社及び法人でない団体を除く）

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(H26年現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	288	9,220	3,458,279
うち木材・木製品製造業(B)	8	84	32,333
B/A	2.8%	0.9%	0.9%

(平成26年工業統計調査 調査期日H26.12.31 従業者4人以上の事業所)

7 林産物等の生産概況(飯田下伊那地域)

種類	素材	苗木	シイタケ	ナメコ	マツタケ	タケノコ
生産量	34,554m ³	69.5千本	88,200kg	42,800kg	7,900kg	9,300kg
生産額 (百万円)	347.8	7.2	110	17	198	2

(平成28年度特用林産物生産統計調査、平成28年苗木得苗調査、平成28年長野県木材統計)

種類	木質ペレット	木・竹酢液	薪	木炭・竹炭
生産量	1,106.6t	540L	370m ³	3.2t
生産額 (百万円)	45.9	0.3	6.7	0.7

(平成28年長野県木材統計)

8 鳥獣による林業被害額(飯田市)

(単位：百万円)

年次	ニホンジカ	ツキノワグマ	カモシカ
H26年	45.9	29.1	1.2
H27年	49.5	25.0	1.6
H28年	47.7	26.8	1.6

(H28 長野県野生鳥獣林業被害調査)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
	(未設定)		